

# 熊本県公報

第12873号  
令和元年(2019年)  
11月8日(金)  
(毎週火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（竜北町加入区・有明町加入区）……………（団体支援課） 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………（高齢者支援課） 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（ 〃 ） 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（ 〃 ） 2
- 公有水面埋立免許……………（河川課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障がい者支援課） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（ 〃 ） 5
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 5
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 5
- 保安林の指定に関する予定……………（ 〃 ） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定……………（障がい者支援課） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定の廃止……………（ 〃 ） 6
- 保安林の指定施業要件の変更……………（森林保全課） 6
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定……………（障がい者支援課） 7

### 公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 7
- 肥料登録……………（農業技術課） 7
- 肥料登録有効期間更新……………（ 〃 ） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 8
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………（住宅課） 9

### 登 載 依 頼

- 令和元年度（2019年）熊本県明るい選挙推進協議会第2回会議の  
開催……………（明るい選挙推進協議会） 9
- 政治資金改正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………（選挙管理委員会） 9
- 政治資金改正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………（ 〃 ） 10
- 政治資金改正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………（ 〃 ） 11
- 政治資金改正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………（ 〃 ） 12
- 令和元年度（2019年度）第4回熊本県公共事業再評価監視委員会  
の開催……………（熊本県公共事業再評価監視委員会） 12
- 第64回熊本県環境審議会の開催……………（環境審議会） 12

## 告 示

### 熊本県告示第463号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、竜北町加入区及び有明町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。  
令和元年（2019年）11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第464号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。  
令和元年（2019年）11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人敬 愛会 八代市日奈久塩 北町字井手の上 2905番地	特別養護老人ホ ーム みなみ園 八代市日奈久塩 南町54番地	431100155	令和元年(20 19年)10月 23日	介護老人福 祉施設

**熊本県告示第465号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社祐将 上益城郡益城町 惣領1526番 地2	有料老人ホーム 花あかり 熊本市東区長嶺 南一丁目1番地 110	431100386	令和元年(20 19年)10月 28日	有料老人ホ ーム

**熊本県告示第466号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社祐将 上益城郡益城町 惣領1526番 地2	デイサービスセ ンター花あかり 熊本市東区長嶺 南一丁目1番地 110	431100387	令和元年(20 19年)10月 28日	通所介護

**熊本県告示第467号**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 埋立免許年月日  
令和元年(2019年)10月29日
- 2 出願者の住所及び氏名  
熊本県水俣市陣内一丁目1番1号  
水俣市 代表者 水俣市長 高岡利治
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 熊本県水俣市丸島町二丁目496に接する護岸から、同市塩浜町278の9、同278の4、同市浜松町61の3、同61の4、同73の2に接する護岸の地先公有水面
  - (2) 区域  
(全域)  
次の各地点のうち、①の地点から323度45分23秒 139.98m地点を中心とする半径139.98mの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ南南東側の円弧、②の地点から273度8分52秒 66.49m地点を中心とする半径66.49mの円周で②の地点と③の地点とを結ぶ東側の円弧、③の地点から75度21分18秒 73.68m地点を中心とする半径73.68mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線、⑤の地点から86度46分20秒 73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点から⑦の地点を結んだ

線、⑦の地点から120度55分20秒73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北北西側の円弧、⑧の地点から⑫の地点を順次に結んだ線、及び①の地点と⑫の地点を結ぶ平成30年(2018年)の春分の満潮位(DL+3.57m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点 M-1 (丸島漁港内に設置した基準点 北緯32度13分7秒、東経130度23分13秒) (以下「基点」という。)

①の地点	基点から	115度57分23秒	71.04mの地点
②の地点	①の地点から	29度41分06秒	114.18mの地点
③の地点	②の地点から	353度00分58秒	23.39mの地点
④の地点	③の地点から	351度03分49秒	14.65mの地点
⑤の地点	④の地点から	86度46分20秒	0.67mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	11度05分33秒	36.11mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	28度09分46秒	404.37mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	60度54分43秒	72.98mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	92度39分33秒	41.63mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	2度39分33秒	0.67mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	92度39分33秒	2.15mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	183度29分14秒	0.93mの地点

(漁港区域)

次の各地点のうち、①の地点から323度45分23秒139.98m地点を中心とする半径139.98mの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ南南東側の円弧、②の地点から273度8分52秒66.49m地点を中心とする半径66.49mの円周で②の地点と③の地点とを結ぶ東側の円弧、③の地点から75度21分18秒73.68m地点を中心とする半径73.68mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線、⑤の地点から86度46分20秒73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点から⑭の地点を結んだ線、⑭の地点から⑮の地点を結んだ線、及び①の地点と⑮の地点を結ぶ平成30年(2018年)の春分の満潮位(DL+3.57m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点	基点から	115度57分23秒	71.04mの地点
②の地点	①の地点から	29度41分06秒	114.18mの地点
③の地点	②の地点から	353度00分58秒	23.39mの地点
④の地点	③の地点から	351度03分49秒	14.65mの地点
⑤の地点	④の地点から	86度46分20秒	0.67mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	11度05分33秒	36.11mの地点
⑭の地点	⑥の地点から	28度09分46秒	93.12mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	118度09分54秒	78.72mの地点

(一般海岸区域)

次の各地点のうち、⑮の地点から⑭の地点を経て⑦の地点を結ぶ線、⑦の地点から120度55分20秒73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北北西側の円弧、⑧の地点から⑫の地点を順次に結んだ線、及び⑮の地点と⑫の地点を結ぶ平成30年(2018年)の春分の満潮位(DL+3.57m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

⑮の地点	基点から	51度45分25秒	300.84mの地点
⑭の地点	⑮の地点から	298度09分54秒	78.72mの地点
⑦の地点	⑭の地点から	28度09分46秒	311.25mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	60度54分43秒	72.98mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	92度39分33秒	41.63mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	2度39分33秒	0.67mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	92度39分33秒	2.15mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	183度29分14秒	0.93mの地点

(3) 面積

全域	45,136.85平方メートル
漁港区域	16,221.10平方メートル
一般海岸区域	28,915.75平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位置 熊本県水俣市丸島町二丁目496、同498、同501、同市塩浜町278の9、同278の1、同278の10、同278の8、同278の4、同278の2、同278の6、同市浜松町61の3、同61の2、同61の53、同61の4、同73の2、及び同73の3の地内、並びに同市丸島町二

丁目496に接する護岸から、同市塩浜町278の9、同278の4、同市浜松町61の3、同61の4、同73の2に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域 (全域)

次の各地点を順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

基点 M-1 (丸島漁港内に設置した基準点 北緯32度13分7秒、東経130度23分13秒) (以下「基点」という。)

イの地点	基点から	284度58分41秒	207.32mの地点
ロの地点	イの地点から	28度09分46秒	834.39mの地点
ハの地点	ロの地点から	118度09分46秒	402.66mの地点
ニの地点	ハの地点から	208度11分58秒	88.36mの地点
ホの地点	ニの地点から	273度12分02秒	81.66mの地点
ヘの地点	ホの地点から	208度11分58秒	99.90mの地点
トの地点	ヘの地点から	118度09分46秒	44.01mの地点
チの地点	トの地点から	208度11分58秒	611.67mの地点

(漁港区域)

次の各地点を順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

イの地点	基点から	284度58分41秒	207.32mの地点
リの地点	イの地点から	28度09分46秒	323.00mの地点
ヌの地点	リの地点から	118度09分54秒	372.33mの地点
チの地点	ヌの地点から	208度11分58秒	323.00mの地点

(一般海岸区域)

次の各地点を順次直線で結んだ線及びトの地点とヌの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

ヌの地点	基点から	59度53分40秒	324.15mの地点
リの地点	ヌの地点から	298度09分54秒	372.33mの地点
ロの地点	リの地点から	28度09分46秒	511.39mの地点
ハの地点	ロの地点から	118度09分46秒	402.66mの地点
ニの地点	ハの地点から	208度11分58秒	88.36mの地点
ホの地点	ニの地点から	273度12分02秒	81.66mの地点
ヘの地点	ホの地点から	208度11分58秒	99.90mの地点
トの地点	ヘの地点から	118度09分46秒	44.01mの地点

(3) 面積

全域	308,743.68平方メートル
漁港区域	120,232.48平方メートル
一般海岸区域	188,511.20平方メートル

5 埋立地の用途

護岸用地、公共施設用地、製造業用地、水産業用地

熊本県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
はやし薬局 天草市城下町6-19	令和元年(2019年)11月1日
すみれ薬局 八代郡氷川町新田溝端49-10	令和元年(2019年)11月1日
たんぼぼ薬局 宇土市役所前店 宇土市浦田町85	令和元年(2019年)11月1日
日本調剤 通町薬局 八代市通町8-27	令和元年(2019年)11月1日

アロールケア訪問看護リハビリステーション 菊池郡大津町室248-4	令和元年(2019年)11月1日
--------------------------------------	------------------

**熊本県告示第469号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
旭中央通りクリニック 八代市花園町18番地1	令和元年(2019年)11月1日
脳神経外科小林クリニック 球磨郡錦町西3604番地106	令和元年(2019年)11月1日
すこやか堂薬局みよし店 合志市御代志2037番5	令和元年(2019年)11月1日
新生堂薬局 大津店 菊池郡大津町大字大津字門出1211-1	令和元年(2019年)11月1日
しもうら薬局 天草市下浦町字尾戸2003番1	令和元年(2019年)11月1日

**熊本県告示第470号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社L a G r a n g e	デイサービスま おる	菊池郡菊陽町久 保田2646- 2	令和元年(2019年)11月1日	通所介護

**熊本県告示第471号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨字八千場865番
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字八千場865番(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第472号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町葛原字中尾1369番9 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中尾1369番9 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
L A Bみなみ阿蘇 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2715番地5	株式会社南阿蘇ケアサービス 阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2721番地2 荒牧 律子	就労継続支援B型	令和元年(2019年) 11月1日

熊本県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ひまわりサポートセンター そらいろ 荒尾市平山2248-20	株式会社ひまわり介護サービス 福岡県大川市大字津12-1ひまわりビル 代表取締役 庄島 隆博	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和元年(2019年)6 月30日

熊本県告示第475号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
天草市 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第476号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）11月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町古石字唐津山 836番4地先から 同所 543番2地先まで	122.2	単道改

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）11月8日

**熊本県告示第477号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ニチイケアセンターすや 合志市須屋2752-1 二本松コーポ105	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 森 信介	居宅介護 重度訪問介護	令和元年（ 2019年） 11月1日

**公 告**

**熊本県公告第431号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字上六嘉字龍福寺335番、同337番、同338番、同339番、同340番、同341番1、同341番2、同342番2、同343番2、同344番2、同345番2、同346番3、同346番4、同392番2、同396番3、同397番、同398番1、同398番2、同399番2及び水路の一部  
4,998.45平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市中央区出水三丁目10番35号  
株式会社GM開発

**熊本県公告第432号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1487号	ごま油かす及びその粉末	一番しぼりごま油粕	窒素全量 : 6.0 りん酸全量 : 1.0 加里全量 : 1.0	該当なし	有限会社堀内製油 熊本県八代郡氷川町吉本94	令和元年(2019年)10月30日
熊本県肥第1488号	魚廃物加工肥料	天草魚粉5・3	窒素全量 : 5.0 りん酸全量 : 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	天草ショウエイ株式会社 熊本県天草市牛深町3031番地26	令和元年(2019年)10月30日

**熊本県公告第433号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1439号	混合有機質肥料	ニューグリーンボカシ	窒素全量 : 2.0 りん酸全量 : 4.0 加里全量 : 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社ドリームジャパン 熊本県八代市千丁町太牟田2370番1	令和7年(2025年)11月4日
熊本県肥第1376号	消石灰	73.0消石灰	アルカリ分 : 73.0	該当なし	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	令和7年(2025年)11月24日

**熊本県公告第434号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
嘉島ショッピングセンター  
上益城郡嘉島町鯉字皆根1792-1外
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社ホームインブループメントひろせ  
 代表取締役社長 廣瀬 舜一  
 大分県大分市萩原一丁目18番2号  
 (変更後) 株式会社ホームインブループメントひろせ  
 代表取締役社長 中澤 孝志  
 大分県大分市大字古国府243番地9
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ホームインブループメントひろせ

代表取締役社長 廣瀬 舜一

大分県大分市萩原一丁目18番2号

(変更後) 株式会社ホームインブループメントひろせ

代表取締役社長 中澤 孝志

大分県大分市大字古国府243番地9

3 届出年月日

令和元年(2019年)10月23日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課

令和元年(2019年)11月8日から令和2年(2020年)3月8日まで

**熊本県公告第435号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所

社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会

熊本市東区錦ヶ丘34-23

2 支援業務を行う事務所の所在地

熊本市東区錦ヶ丘34-23

**登 載 依 頼**

**熊本県明るい選挙推進協議会公告第2号**

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県明るい選挙推進協議会会長 上 拂 耕 生

1 開催日時

令和元年(2019年)11月15日(金)午後1時30分から午後3時00分まで

2 開催場所

熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

(1) 令和元年度(2019年度)上半期の事業実施状況報告について

(2) 令和元年度(2019年度)明るい選挙啓発作品コンクール審査(習字)

(3) その他

4 傍聴の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県選挙管理委員会(熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班)

(電話096-333-2104(ダイヤルイン))

**熊本県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

## 政治団体設立届

## (1)政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党熊本県天草市第四支部	西村 尚武	赤城 啓一	熊本県天草市太田町16-5	○	令和元年(2019年)8月26日
自由民主党熊本県荒尾市第一支部	島田 稔	井原 泰雄	熊本県荒尾市宮内188-1	○	令和元年(2019年)8月27日
自由民主党熊本県熊本市第四十支部	大嵩 澄雄	原口 はつみ	熊本県熊本市南区城南町藤山3264	○	令和元年(2019年)9月5日
自由民主党熊本県合志市第二支部	池永 幸生	村上 順子	熊本県合志市竹迫2292 NSMビル1F	○	令和元年(2019年)8月26日
自由民主党熊本県柔道整復師支部	松村 圭一郎	一 雅貴	熊本県熊本市中央区南千反畑町11-12 ハクベリーズ南千反2F	○	令和元年(2019年)8月26日

## (2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木下文二後援会	杉山 今朝生	下内 泰臣	熊本県球磨郡五木村甲3374-36	令和元年(2019年)8月22日
橋本進を育てる会	田中 浩	田中 浩	熊本県熊本市中央区黒髪6-20-19	令和元年(2019年)9月27日

## 熊本県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党熊本県第1区総支部	中山 弘幸	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区神水1-6-1 県庁正門前ビル1F	熊本県熊本市東区新南部5-3-43	令和元年(2019年)8月9日
自由民主党熊本県宇土市第三支部	西山 宗孝	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市本町2-37-1	熊本県宇土市北段原町5-2	令和元年(2019年)8月19日
自由民主党熊本県看護連盟支部	矢野 メリ子	代表者の氏名	矢野 メリ子	重松 節美	令和元年(2019年)8月1日
		会計責任者の氏名	白石 登美代	工藤 秀子	

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
磯田こわし後援会	田崎 光則	会計責任者の氏名	岡村 俊一	小林 文雄	令和元年(2019年)6月17日
かこだ茂己後援会	嘉古田 茂己	主たる事務所の所在地	熊本県宇城市三角町波多2939-38	熊本県宇城市三角町前越1781	令和元年(2019年)5月1日
九谷高弘後援会	堀内 千秋	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市三拾町50	熊本県宇土市築籠町170	平成31年(2019年)4月30日
熊本県歯科技工士連盟	上村 敬三	代表者の氏名	上村 敬三	川崎 晋二	令和元年(2019年)6月30日
		会計責任者の氏名	中村 仁志	上村 敬三	
志垣英海後援会	志垣 英海	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区御領1-1-13	熊本県熊本市中央区大江4-17-8 コルディエール大江502	平成30年(2018年)12月22日
つなぐばい熊本輪進会	今村 賢治	主たる事務所の所在地	熊本県合志市幾久富1909-1589	熊本県熊本市中央区新大江3-14-83 新大江203	令和元年(2019年)9月17日
		会計責任者の氏名	福田 聡	岡本 秀作	
日本愛国義烈会	山下 清次	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区野中3-6-20-303	熊本県熊本市国府1-21-18	令和元年(2019年)8月27日
水上彰澄後援会	水上 彰澄	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市旭志弁利1241	熊本県菊池市旭志弁利中須1397	平成30年(2018年)5月20日
満永としひろ後援会	坂本 敏則	代表者の氏名	坂本 敏則	土山 忠一	令和元年(2019年)9月2日
熊本県看護連盟	矢野 メリ子	代表者の氏名	矢野 メリ子	重松 節美	令和元年(2019年)8月1日
		会計責任者の氏名	白石 登美代	工藤 秀子	

熊本県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年(2019年)11月8日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党熊本県栄養士連盟支部	戸次 元子	令和元年(2019年)9月11日
自由民主党熊本県熊本市第二十二支部	江藤 正行	令和元年(2019年)7月31日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
木原眞一後援会	村本 修一	令和元年(2019年)8月3日
重村かずゆき「和幸会」	重村 和征	平成31年(2019年)4月30日
田中たつお後援会	田中 辰夫	令和元年(2019年)8月31日
中村幸治後援会	淵上 光生	平成30年(2018年)12月31日
日本の教育を考える会	古川 泰三	平成31年(2019年)4月30日
古川たいぞう後援会	上妻 正勝	平成31年(2019年)4月30日
水上彰澄後援会	水上 彰澄	平成30年(2018年)12月10日
矢本善彦後援会	矢本 善彦	平成30年(2018年)5月1日
愛甲一典政治経済研究会	愛甲 一典	平成30年(2018年)12月31日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

**熊本県選挙管理委員会告示第42号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

**資金管理団体でなくなった旨の届**

**法第19条第3項第2号による届出**

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
古川 泰三	日本の教育を考える会	平成31年(2019年)4月30日
愛甲 一典	愛甲一典政治経済研究会	平成30年(2018年)12月31日

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号**

令和元年度（2019年度）第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
令和元年（2019年）11月18日（月）  
午後1時から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事  
意見の取りまとめ
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）  
電話096-333-2467

**熊本県環境審議会公告第2号**

第64回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和元年（2019年）11月8日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時  
令和元年（2019年）11月15日（金） 午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ2階 りんどう・つばき
- 3 議事  
(1) 審議事項  
ア 熊本県環境影響評価条例施行規則の改正に係る検討について  
(2) 報告事項  
ア 「くまもと環境賞」の見直しについて  
イ 第五次熊本県環境基本計画の取組状況等について
- 4 傍聴者の定員  
5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）

（電話096-383-1111 内線7321）